

ピューリタン革命期庶民院の経済政策史年表

〔資料〕

ピューリタン革命期庶民院の経済政策史年表
ヘウス・オブ・コモンス

常 行 敏 夫

以下に掲げる資料は、イギリス前期ステュアート王朝からピューリタン革命の共和制崩壊に至るまでの庶民院で展開された、経済政策に関する年表である。

従来、「封建制から資本主義への移行」の画期としてイギリス市民革命は論じられてきたのであり、したがって、絶体王制末期から市民革命にかけての経済政策史も、そうした観点から分析されてきたのである。⁽¹⁾しかしながら、市民革命が、事柄の性質上、主として政治史的、政治思想的あるいは宗教思想的に分析されてきたことも手伝って、史料の詰めが十分になされた上で従来の経済史的・経済政策史的研究がなされてきたとは必ずしも思われない。特にわが国では、「移行」の画期がピューリタン革命ではなく名譽革命だとの暗黙の前提が支配的であるだけにピューリタン革命の経済史的あるいは経済政策史的研究は、印象とは異って、必ずしも活発だったとは言いがたい。「移行論争」の情熱が醒めてしまった現在、そうした研究はほとんど見当たらないのである。

学界の共有財産のこうした欠落部分を補うためにも、また筆者の遠望するテーマであるイギリス市民革命研究を進めるためにも、史料的な整備が必要だと思い作成したものがこの年表である。

この年表は、筆者の問題視角からして必要だと思われる諸項目を *The Journals of the House of Commons* (以下 C. J. と略記) および *Common Debates*, 1621, ed. Wallace Notestein, Frances Helen Relf, and Hartley Simpson (以下 C. D. と略記) から選んで作成したもので、必ずしも網羅的なものではない(例えば、農業政策に関する諸項目は完全に欠落している⁽²⁾)。また、「移行期」の経済政策史を論ずるには、名譽革命期までを射程に入れた年表が必要であるが、今のところ、その準備は筆者にはない。更に、前期ステュアート王朝からピューリタン革命までの経済政策史のみに限定しても、庶民院の政策だけを追うのでは片手落ちであり、絶対王制の行政機構の中枢である枢密院の政策史の追求が不可欠である⁽³⁾。

こうした様々な欠点を持ったものであるが、もしこの年表が同学諸士の研究に少しでも役立てば、筆者はこの上なく幸いである。

ところで、イギリス市民革命の全体像を把握するためには、経済政策史だけではなく、政治史、宗教史など隣接諸領域の年表の作成が必要である。筆者は、これを機会に、それら諸領域のイギリス市民革命研究者に、そうした作業の遂行をお願いしたいと思うのである。

- (1) 例えば、関口尚志『初期恐慌——マニファクチャー期の過剰生産をめぐって』、『土地制度史学』第二十一号、五の一、岡田与好「原始的蓄積と経済政策」、『経済政策講座、第二巻、経済政策の史的展開』有斐閣、一九六四年、所収。
- (2) 筆者が選んだ諸項目についても、特にピューリタン革命期については、C. J. のみに依拠するのは不十分であり、*Acts and Ordinances of the Interregnum, 1642—1660*, ed. C. H. Firth and R. S. Rait, His Majesty's Stationery Office, 1911. をも利用した年表が作成されねばならない。
- (3) 筆者は、前期ステュアート王朝の枢密院の経済政策史を、いずれ年表のかたちで公表するつもりである。尚、ジェイム

ズ一世期の經濟政策史に関する研究論文の執筆を、筆者は近々予定している。

ジェームズ一世第一議會第一会期。〔一六〇三〕⁶¹一六〇四年

三・二六	帽子の正しい製造に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 152)
二七	末仕上げの毛織物輸出を規制する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 155)
三一	帽子の正しい製造に関する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 160)
四・四	末仕上げの毛織物輸出を規制する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 155)
一八	あらゆる国への貿易の自由を全商人に認める法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 176)
一九	貿易を拡大するための法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 179)
二〇	毛織物輸出の認可制度に反対する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 179)
二二	外国産羊毛の輸入を禁止する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 181)
二四	毛織物の正しい製造、検査、検印、および輸出に関する法案 (C. J. vol. I, p. 183)
二五	あらゆる国への貿易の自由を全商人に認める法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 183)
五・五	毛織物輸出の認可制度に反対する法案。否決 (C. J. vol. I, p. 184)
一一	帽子の正しい製造に関する法案。委員会からの答申 (C. J. vol. I, p. 199)
一九	帽子の正しい製造に関する法案。否決 (C. J. vol. I, p. 206)
二二	外国産羊毛の輸入を禁止する法案。否決 (C. J. vol. I, p. 206)
二二	帽子の正しい製造に関する新法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 214)
二二	あらゆる国への貿易の自由を全商人に認める法案。委員会からの答申と法案に対する反対への解答、法案の正書化 (C. J. vol. I, p. 218)
二六	貿易を拡大するための法案。委員会からの答申 (C. J. vol. I, p. 218)
二六	帽子の正しい製造に関する新法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 224)
二六	毛織物の製造と染色における悪弊を防止する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 226)

三一	あらゆる国への貿易の自由を全商人に認める法案。第三読会、および討論 (C. J. vol. I, p. 221)
六・一	帽子の正しい製造に関する新法案。委員会からの答申、法案の正書化 (C. J. vol. I, p. 229)
四	あらゆる国への貿易の自由を全商人に認める法案。討論 (C. J. vol. I, p. 229)
六	あらゆる国への貿易の自由を全商人に認める法案。討論、成立 (C. J. vol. I, p. 232)
七	帽子の正しい製造に関する新法案。成立 (C. J. vol. I, p. 233)
九	帽子の正しい製造に関する新法案。貴族院へ送付 (C. J. vol. I, p. 234)
一二	毛織物の正しい製造と査察に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 237)
一四	小幅織の毛織物検査に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 239)
一八	毛織物の正しい製造と査察に関する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 241)
二一	羊毛と毛織物業に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 244)
二三	広幅織およびカージ織の長さに関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 244)
二五	毛織物製造と染色における悪弊を防止するための法案。否決 (C. J. vol. I, p. 245)
二六	羊毛と毛織物業に関する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 246)
七・五	末仕上げの毛織物輸出を規制する法案。廃案 (C. J. vol. I, p. 252)
	毛織物の正しい製造と査察に関する法案。廃案 (C. J. vol. I, p. 252)
六	羊毛と毛織物業に関する法案。廃案 (C. J. vol. I, p. 252)
	あらゆる国への貿易の自由を全商人に認める法案。貴族院との合同討論 (C. J. vol. I, p. 236)
	あらゆる国への貿易の自由を全商人に認める法案。貴族院との合同討論の報告。次期議会のために法案を準備する委員の任命 (C. J. vol. I, pp. 252-253)

(1) 「」内は三月二十五日を年度始めとする旧暦を示す。

ジェイムズ一世第一議會第二会期。一六〇五—一六〇六年

一六〇五	五	スペイン貿易をおこなう商人の法人化を検討する委員会 (C. J. vol. I, p. 256)
一・一	五	
一六〇六		
一・二	二	独占を抑制する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 256)
二	二	独占を抑制する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 257)
二・一	二	スペイン貿易をおこなう商人の法人化を検討する委員会 (C. J. vol. I, p. 261)
三〇	一	麻織物の正しい製造に関する法案。第一読会、否決 (C. J. vol. I, p. 261)
二・一	一	未仕上げの染色織物の輸出を禁じたエリザベス治世第八年の法令を説明するための法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 262)
五	五	職人に関する法令を説明するための法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 264)
六	六	スペイン貿易をおこなう商人の法人化を検討する委員会。委員会解散 (C. J. vol. I, p. 264)
七	七	職人に関する法令を説明するための法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 264)
		ビン製造業者の法人化を認める法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 264)
		スペイン、ポルトガルおよびフランスへの自由貿易を認めるための法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 264)
一〇	一〇	スペイン貿易をおこなう商人の法人化を検討する委員会。委員会解散 (C. J. vol. I, p. 265)
		スペイン、ポルトガルおよびフランスへの自由貿易を認めるための法案。第二読会 (C. J. vol. I, p. 265)
二	二	毛織物の正しい製造に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 267)
一五	一五	毛織物の正しい製造と査察に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 268)
		スペイン貿易を行う商人の法人化を検討する委員会。委員会解散 (C. J. vol. I, p. 268)

- 一九 毛織物の正しい製造に関する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 270)
- 二〇 毛織物の正しい製造と査察に関する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 270)
- 二一 職人に関する法令を説明するための法案。委員会からの答申、廃案 (C. J. vol. I, p. 272)
- 二二 末仕上げの染色毛織物の輸出を禁じたエリザベス治世第八年の法令を説明するための法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 273)
- 二七 ケントおよびサセックスの毛織物の正しい製造に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 275)
- 三・一二 スペイン、ポルトガルおよびフランスへの自由貿易を認めるための法案。委員会からの答申、法案の正書化〔委員会への付託はこの以前に行われているが、日付けは不明〕⁽¹⁾ (C. J. vol. I, p. 275)
- 一三 スペイン、ポルトガルおよびフランスへの自由貿易を認めるための法案。成立 (C. J. vol. I, p. 283)
- 一四 p. 283)
- 一九 市場町での商品販売に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 282)
- 二四 末仕上げ染色毛織物の輸出を禁じたエリザベス治世第八年の法令を説明するための法案。委員会からの答申 (C. J. vol. I, p. 283)
- 三二 末仕上げ染色毛織物の輸出を禁じたエリザベス治世第八年の法令を説明するための法案。成立 (C. J. vol. I, p. 288)
- 四・一 市場町での商品販売に関する法案。否決 (C. J. vol. I, p. 291)
- 三 ビン製造業者の法人化を認める法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 291)
- 三 末仕上げ染色毛織物の輸出を禁じたエリザベス治世第八年の法令を説明するための法案。貴族院へ送付 (C. J. vol. I, p. 291)
- 九五 すべての国との自由な貿易に関する法案。委員会付託〔以前に第一読会にかけられているはずだが、日付は不明〕 (C. J. vol. I, p. 292)
- 九 独占を抑制する法案。委員会に再付託 (C. J. vol. I, p. 293)
- レノクス伯爵の毛織物検査に関する特許状を苦情とみなす案件。伯爵の弁護士からの意見聴取 (C. J. vol. I, p. 295)

- 一〇 スペイン、ポルトガルおよびフランスへの自由貿易を認めるための法案。貴族院との合同討議 (C. J. vol. I, p. 290)
 - 一一 すべての国との自由な貿易に関する法案。委員会メンバーの追加 (C. J. vol. I, p. 296)
 - 一二 スペイン、ポルトガルおよびフランスへの自由貿易を認めるための法案。貴族院との合同討議の報告 (C. J. vol. I, p. 298)
 - 一六 羊毛仲買に関する特許状。討論、および弁護士からの意見聴取 (C. J. vol. I, p. 299)
 - 一七 独占を抑制するための法案。成立、貴族院へ送付〔これ以前に委員会からの報告、法案の正書化がおこなわれているはずだが日付は不明〕 (C. J. vol. I, p. 300)
 - 二六 ビン製造業者の法人化を認める法案。廃案 (C. J. vol. I, p. 301)
 - 二八 スペイン、ポルトガルおよびフランスへの自由貿易を認めるための法案。貴族院との再度の合同討議 (C. J. vol. I, p. 301)
- 五・
- 一 羊毛仲買に関する特許状。苦情の原因ではないと判断 (C. J. vol. I, p. 303)
 - 二 スペイン貿易をおこなう商人の法人化を検討する委員会。 (C. J. vol. I, p. 304)
 - 三 スペイン貿易商人の自由貿易法案への反対意見に関する報告 (C. J. vol. I, p. 304)
 - 三 スペイン、ポルトガルおよびフランスへの自由貿易を認めるための法案。スペイン貿易商人の法案への反対意見に関する報告。 (C. J. vol. I, p. 304)
 - 三 スペイン、ポルトガルおよびフランスへの自由貿易を認めるための法案。修正されて貴族院より戻る (C. J. vol. I, p. 304)
 - 五 すべての国との自由な貿易に関する法案。修正されて貴族院より戻る〔これ以前に委員会からの答申、正書化、成立があったはずであるが日付は不明〕 (C. J. vol. I, p. 305)
 - 七 スペイン、ポルトガルおよびフランスへの自由貿易を認めるための法案。貴族院の修正に同意 (C. J. vol. I, p. 305)
 - 七 毛織物の正しい製造に関する法案。委員会からの答申、正書化 (C. J. vol. I, p. 306)
 - 七 毛織物の正しい製造および査察に関する法案。廃案 (C. J. vol. I, p. 306)
 - 一七 毛織物の正しい製造に関する法案。第三読会 (C. J. vol. I, p. 310)

一九 毛織物の正しい製造に関する法案。討論、成立、貴族院へ送付 (C. J. vol. I, p. 310)

(1) 「」内は筆者の挿入。以下同様。

(2) ?印は、インデクスにはあるが確認できなかったものである。筆者の見落しかもしれない。

ジェイムズ一世第一議會第三会期。一六〇六一一六〇七年

一六〇六

一一・二五

スペイン、ポルトガルおよびフランスへの自由貿易を認めるための法律を説明する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 324)

二六

スペイン、ポルトガルおよびフランスへの自由貿易を認めるための法律を説明する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 325)

二九

スペイン、ポルトガルおよびフランスへの自由貿易を認めるための法律を説明する法案。委員会からの答申・正書化 (C. J. vol. I, p. 326)

一一・二

スペイン、ポルトガルおよびフランスへの自由貿易を認めるための法律を説明する法案。成立、貴族院へ送付 (C. J. vol. I, p. 327)

一六〇七

一二・一七

毛織物の正しい製造に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 336)

一二

毛織物の正しい製造に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 339)

一三

毛織物の正しい製造に関する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 339)

一六

毛織物の正しい製造に関する法案。否決 (C. J. vol. I, p. 342)

三・一〇

毛織物の正しい製造に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 351)

三一

毛織物の正しい製造に関する法案。委員会からの答申・正書化 (C. J. vol. I, p. 357)

五・四

毛織物の正しい製造に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 368)

一	毛織物の正しい製造に関する法案。第三説会、委員会へ再付託 (C. J. vol. I, p. 372)
二	毛織物の正しい製造に関する法案。委員会からの答申、修正、成立 (C. J. vol. I, p. 372)
一五	ログウッド「の使用」を廃止するための新法案。否決 (C. J. vol. I, p. 374)
六・二〇	ログウッド「の使用」を廃止するための第三法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 374)
三〇	ログウッド「の使用」を廃止するための第三法案。法案に関する請願、廃案 (C. J. vol. I, p. 386)
七・一	毛織物の正しい製造に関する法案。修正されて貴族院より戻る (C. J. vol. I, p. 389)
二	毛織物の正しい製造に関する法案。第三説会、委員会付託 (C. J. vol. I, p. 389)
三	毛織物の正しい製造に関する法案。貴族院へ再送付 (C. J. vol. I, p. 390)
四	毛織物の正しい製造に関する法案。議長、国王と面会、国王の認下。 (C. J. vol. I, p. 391)

ジェイムズ二世第一議会第四会期。「一六〇九」一六一〇年

二・二一	毛織物工業の状態を検討する委員会の設置 (C. J. vol. I, p. 398)
二四	行商人や小商人に関する法案。第一説会、否決 (C. J. vol. I, p. 399)
二六	刷毛工、紡毛工、織布工などによる不正を防止するための法案。第一説会 (C. J. vol. I, p. 400)
三・一	刷毛工、紡毛工、織布工などによる不正を防止するための法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 403)
一〇	毛織物工業における悪弊を防止するための法案。第一説会 (C. J. vol. I, p. 408)
一二	ログウッドを用いて染色を行う悪弊を防止するための法案。第二説会 (C. J. vol. I, p. 409)
一五	毛織物工業に於ける悪弊を防止するための法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 411) [委員会名は「毛織物工業に関する大委員会」]
二七	毛織物および麻織物における不正を防止するための法案。第一説会 (C. J. vol. I, p. 415)
二九	ログウッドを用いて染色を行う悪弊を防止するための法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 416)
四・一六	不適当な時期の行商を禁ずるための法案。第一説会 (C. J. vol. I, p. ?)

一七	不適当な時期の行商を禁ずるための法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. ?)
五・一二	不適当な時期の行商を禁ずるための法案。委員会からの答申、正書化 (C. J. vol. I, p. ?)
二三	羊毛〔売買〕における不正を禁ずるための法案。第一読会、否決 (C. J. vol. I, p. 431)
六・一	ログウッドを用いて染色を行う悪弊を防止するための法案。委員会からの答申、否決 (C. J. vol. I, p. 434)
一二	不適当な時期の行商を禁ずるための法案。成立 (C. J. vol. I, p. ?)
一八	刷毛工、紡毛工、織布工などによる不正を防止するための法案。成立、貴族院へ送付 (C. J. vol. I, p. 441)

ジェイムズ一世第二議會。一六一四年

四・一二	フランス貿易組合に対する苦情。「苦情に関する委員会」による検討 (C. J. vol. I, p. 461)
一四	フランス貿易組合に対する苦情。該組合「苦情に関する委員会」に出席 (C. J. vol. I, p. 464)
一五	フランス貿易組合に対する苦情。該組合「苦情に関する委員会」に出席 (C. J. vol. I, p. 464)
二〇	ガラス製造の特許状に関する報告。特許状「苦情に関する委員会」へ提出 (C. J. vol. I, p. 469)
	フランス貿易組合に対する苦情。委員会報告および討論、特許状「苦情に関する委員会」へ提出 (C. J. vol. I, p. 469)
五・二	フランス貿易組合に対する苦情。特許状、庶民院へ提出 (C. J. vol. I, p. 471)
四	ガラス製造の特許状に関する再度の報告、該特許状を独占と認定 (C. J. vol. I, p. 472)
六	ガラス製造の特許状下院に提出さる (C. J. vol. I, p. 473)
二〇	毛織物の染色および仕上げの特許状に関する討論、該特許状を庶民院の全体委員会に付託 (C. J. vol. I, pp. 491—492)

ジエイムズ一世第三議會〔一六二〇〕一六二一年

二・六	貨幣不足に関する討論 (C. D. vol. II, pp. 29—31. vol. IV, pp. 19—20, vol. V, pp. 3—4, 439—440.)
一三	良質な刷毛具を生産するための法案。第一読会、討論 (C. J. vol. I, p. 513)
一四	羊毛売買自由化法案。第一、第二読会、委員会付託、織元からの意見聴取 (C. J. vol. I, pp. 520—1, C. D. vol. II, pp. 75—79, vol. IV, pp. 49—50, vol. V, pp. 456—458, vol. VI, p. 431)
一六	羊毛および毛織物工業に関する委員会 (C. D. vol. IV, pp. 65—66, vol. V, pp. 468—469)
二三	羊毛および毛織物工業に関する大委員会 (C. D. vol. IV, pp. 95—98)
二四	羊毛価格に関する討論 (C. D. vol. VI, p. 6)
二六	商工業の衰頹と貨幣不足に関する討論 (C. J. vol. I, p. 527, C. D. vol. II, pp. 137—140, vol. IV, pp. 104—106, vol. V, pp. 14, 490—493, 513—518, vol. VI, pp. 10—12, 295—300)
二七	ウェールズ織の自由取引に関する法案。第一読会 (C. D. vol. IV, p. 103, vol. VI, p. 9)
二七	貨幣不足に関する小委員会 (C. D. vol. IV, pp. 112—113, vol. V, pp. 261—293, 523—529, vol. VI, pp. 15—18)
三・二	ウェールズ織の自由取引に関する法案。第二読会、討論 (C. D. vol. II, p. 152, vol. IV, p. 119, vol. V, pp. 19, 268)
五	羊毛問題に関する委員会 (C. D. vol. V, pp. 26—28)
九	ジエイムズ一世治世第四年の毛織物の正しい製造に関する法律を復活させるための法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 546)
一〇	ログウッドに関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 546)
一〇	良質な刷毛具を生産するための法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 548)
一二	フランス貿易組合の特許状。『苦情に関する委員会』へ提出 (C. J. vol. I, p. 549)
一二	ログウッドに関する法案。第二読会 (C. J. vol. I, p. 549)
一三	ステイプル商人に対する特許状。違法と認定 (C. J. vol. I, p. 552)

- 羊毛売買自由化法案。委員会からの答申、討論 (C. J. vol. I, pp. 552—3, C. D. vol. II, pp. 214—217)
 ステール商人の毛織物売買について (C. D. vol. II, pp. 59—60)
 貨幣不足に関する委員会からの報告 (C. D. vol. II, pp. 212—214, 149—150, vol. V, pp. 36—37, vol. VI, pp. 59, 60—61)
 羊毛売買の自由化について (C. D. vol. IV, pp. 150—152)
 独占禁止法案。第一読会 (C. D. vol. IV, p. 160)
 特許状付与に反対するエドワード・コークの演説 (C. J. vol. I, p. ?)
 マーチャント・アドヴェンチャラーズおよびもぐり商人双方からの意見聴取 (C. D. vol. V, p. 307)
 フランス貿易組合の特許状。「苦情に関する委員会」の提出 (C. J. vol. I, p. 563)
 独占禁止法案についての報告 (C. D. vol. IV, p. 173)
 スペイン貿易商人が自由貿易を規制しようとするについて (C. D. vol. VI, p. 78)
 ウェールズ織の自由取引に関する法案。報告、討論、委員会への再付託 (C. D. vol. IV, p. 174, vol. V, p. 313)
 商工業の衰頹に関する討論 (C. D. vol. IV, pp. 175—177)
 貨幣不足に関する委員会 (C. D. vol. V, p. 314)
 独占禁止法案に関する報告 (C. D. vol. IV, p. 197—198)
 弾劾された特許状に基づく告訴をすべて停止せよとの覚書を (C. J. vol. I, p. ?)
 ウェールズ織の自由取引に関する法案。法務長官ヒースの報告 (C. D. vol. IV, p. 198)
 商工業と小売商人に関するエドウィン・サンデルの報告 (C. D. vol. II, pp. 285—290, vol. IV, pp. 216—218)
 各貿易組合による貿易の状態に関する報告 (C. D. vol. IV, pp. 227—231)
 各貿易組合による貿易の状態に関する報告 (C. D. vol. IV, pp. 227—231)
 毛織物工業委員会 (C. D. vol. V, pp. 503—507)
 サージ織、バハチュアナ織の正しい製造に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 578, C. D. vol. IV, p. 231)

一九	商工業委員会からの報告 (C. D. vol. II, pp. 296—297, vol. V, pp. 73—74) 毛織物製品の販売促進に関する法案 (C. J. vol. I, p. 546, C. D. vol. III, p. 18, vol. V, p. 337) フランス貿易組合の特許状。「苦情に関する委員会」と提出 (C. J. vol. I, p. 582) 羊毛輸出禁止法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 582)
二四	毛織物製品の販売促進に関する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 565, C. D. vol. IV, p. 241) 商工業と貨幣に関する小委員会 (C. D. vol. III, pp. 45—50) ウヘールズ織の自由取引に関する法案 (C. D. vol. II, pp. 317—318, vol. III, pp. 65—67, vol. IV, p. 252, vol. V, p. 346, vol. VI, p. 94)
二六	商工業に関する大委員会 (C. D. vol. III, pp. 73—74) ステープル商人の毛織物輸出の自由を回復するための法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 592) フランス貿易組合の特許状に反対する請願 (C. J. vol. I, p. 592) 貨幣および商工業に関する委員会 (C. D. vol. II, pp. 324—326)
二七	羊毛売買自由化法案。第三読会。正書化 (C. D. vol. III, pp. 317—320) マーチャント・アドヴェンチャラーズの特許状。「苦情に関する委員会」の検討 (C. J. vol. I, p. 594) 種々の特許状に対する苦情 (C. D. vol. V, pp. 105—106)
二八	種々の組合による毛織物輸出の統制に関する法案 (C. D. vol. V, p. 351) すべての国への自由貿易を認める法案とていつ。第一読会 (C. J. vol. I, p. 595, C. D. vol. III, pp. 105—107, vol. IV, pp. 271—273, vol. V, pp. 109—110, 353—354, vol. VI, pp. 107—108)
三〇	羊毛輸出禁止法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 597)
三二	ログウッドに関する特許状。「苦情に関する委員会」と提出 (C. J. vol. I, p. 602)
三三	フランスへの自由貿易に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 605)
四	毛織物工業を維持するための法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 605) マーチャント・アドヴェンチャラーズに介入するな。や國王のメッセージ (C. D. vol. III, p. 157, vol. IV, pp. 298—299) 羊毛売買自由化法案。ハリファクスに関する条件付きで正書化 (C. D. vol. V, p. 381)

- 五 毛織物工業を維持するための法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 609)
- 七 フランス貿易組合の特許状。「苦情に関する委員会」に提出 (C. J. vol. I, p. 609)
- 八 ステイブル商人の毛織物輸出の自由を回復するための法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 612, C. D. vol. II, p. 351, vol. III, pp. 188—190, vol. IV, p. 316, vol. V, pp. 149—150, vol. VI, pp. 142—143)
- 一 二 マーチャント・アドヴェンチャラーズの特許状に反対する織元からの意見聴取 (C. J. vol. I, p. 613, C. D. vol. III, p. 199, vol. IV, p. 318)
- 一 二 サージ織およびベベチエアナ織の正しい製造に関する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 619, C. D. vol. II, p. 360, vol. III, p. 234)
- 一 四 独占禁止法案。第三読会 (C. D. vol. IV, pp. 333—334)
- 一 四 マーチャント・アドヴェンチャラーズの特許状に反対する Cinque Ports の請願、およびそれに関する討論 (C. J. vol. I, p. 620, C. D. vol. II, pp. 364—365, vol. III, pp. 245—248, vol. IV, pp. 337—339, vol. V, pp. 162—163)
- 一 六 ドーニック織の織布工を奨励しかつより良き統制を確立するための法案 (C. J. vol. I, p. 619)
- 一 六 ガラス製造の特許状に関する報告。該特許状を苦情の原因と認定 (C. J. vol. I, p. 622)
- ウエールズ織の自由取引に関する法案。但し書き付きで貴族院から戻る (C. D. vol. III, pp. 271—272, vol. IV, p. 352)
- 貿易の自由を要求しマーチャント・アドヴェンチャラーズに反対する Cinque Ports の請願 (C. D. vol. V, p. 378)
- 一 七 マーチャント・アドヴェンチャラーズに反対するソマセットシャーの請願 (C. D. vol. II, pp. 379—380)
- 一 八 外国穀物の輸入を禁止する法案。委員会からの発申 (C. D. vol. IV, pp. 357—359)
- 羊毛売買自由化法案。委員会からの発申、正書化 (C. J. vol. I, pp. 624—625, C. D. vol. II, p. 381, vol. III, pp. 288—289, vol. IV, pp. 361—362, vol. V, p. 173, vol. VI, p. 165)
- 一 四 フランス貿易組合の特許状。該組合「苦情に関する委員会」に出席 (C. J. vol. I, p. 626)
- Cinque Ports およびマーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会 (C. D. vol. III, pp. 300—301)

二六	羊毛売買自由化法案。討論、成立 (C. J. vol. I, pp. 627—628, C. D. vol. II, pp. 392—394, vol. IV, pp. 378—379, vol. V, p. 177, vol. VI, pp. 170—171)
二七	羊毛輸出禁止法案。委員会からの答申、委員会再付託、再答申、正書化 (C. J. vol. I, p. 628)
二八	マーチャント・アドヴェンチャラーズに対する織元の苦情 (C. D. vol. V, pp. 379—380)
二九	良質の刷毛具を生産するための法案。委員会からの答申、正書化 (C. J. vol. I, p. 630)
三一	商工業に関する苦情について (C. D. vol. III, pp. 344—345)
	不況に関する討論 (C. D. vol. V, pp. 185, 189—190)
	ウェールズ織の自由取引に関する法案。成立 (C. D. vol. III, pp. 65—67, vol. IV, p. 252, vol. V, pp. 93—94, 346, vol. VI, p. 94)
	外港の貿易を営む自由について (C. D. vol. IV, pp. 398—399)
六・一	経済問題に関する討論 (C. D. vol. II, pp. 422—423, vol. III, pp. 390—391, 393—396, 404, vol. IV, pp. 408, 411, vol. VI, p. 393)
四	外港の貿易に対する国王の意向 (C. D. vol. IV, p. 415, vol. V, p. 98, 198, 396)
一一・一二	航海を促進し、貨格の流出を防止するための法案 (C. D. vol. II, p. 432, vol. III, pp. 427—429, vol. IV, pp. 430—431)
一四	ステイブル商人からの請願。第一読会、「苦情に関する委員会」において審議 (C. J. vol. I, p. 643)
	ステイブル商人の毛織物輸出の自由を回復する法案 (C. D. vol. II, pp. 443—444, vol. III, pp. 442—444, vol. V, p. 403, vol. VI, p. 195)
二六	マーチャント・アドヴェンチャラーズを抑制するための法案 (C. D. vol. IV, p. 435)
二九	ステイブル商人からの請願。「苦情に関する委員会」において審議 (C. J. vol. I, p. 651)
三〇	羊毛輸出禁止法案。第三読会、討論 (C. J. vol. I, p. 653)
一一・四	羊毛輸出禁止に関する新法案。第一、二読会、委員会付託 (C. J. vol. I, p. 658)
一五	商工業の衰頹に関する討論 (C. J. vol. I, p. 658)
一九	ガラス製造の特許状に関する決定 (C. J. vol. I, p. 668)
	ステイブル商人からの請願、報告、決定 (C. J. vol. I, p. 669)

二・二四	独占禁止法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 672)
二六	独占禁止法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 674)
三・二	羊毛売買自由化法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 724)
三	羊毛輸出禁止法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 726)
四	毛織物の正しい製造に関する法案 (C. J. vol. I, p. 724)
六	商工業問題を検討する大委員会。取扱う諸問題についての報告 (C. J. vol. I, p. 728)
八	ステープル商人の毛織物輸出の自由を回復する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 728)
九	羊毛輸出禁止法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 730)
一〇	毛織物の正しい製造に関する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 731. [委員会メンバーは、エドワード・コーク、ジョン・サヴィル、アーサー・イングラムおよび毛織物生産諸県の議員])
一三	独占禁止法案。委員会報告、委員会へ再付託、委員会の再答申、正書化 (C. J. vol. I, p. 680)
一九	イーストランド組合の特許状。商工業委員会に提出 (C. J. vol. I, p. 681)
二五	マーチャント・アドヴェンチャラーズの特許状。商工業委員会に提出 (C. J. vol. I, p. 681)
二四	独占禁止法案。成立、貴族院へ送付 (C. J. vol. I, p. 685)
二二	Permitted Customs に関する特許状。商工業委員会に提出 (C. J. vol. I, p. 736)
一九	マーチャント・アドヴェンチャラーズの会計簿。商工業委員会に提出 (C. J. vol. I, p. 736)
一五	ウェールズ織の自由取引に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 737)
一四	商工業委員会。各貿易組合は代表四人を委員会に派遣し、貿易状態を報告すべきとの決定。貿易収支を四年間にわたってとることを決定。先の議会以後製造された貨幣量の計算 (C. J. vol. I, p. 740)
一三	ウェールズ織の自由取引に関する法案。正書化 (C. J. vol. I, p. 746)
一二	ステープル商人の毛織物輸出の自由を回復する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 747)
一一	すべての国への自由貿易を認める法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 749)

四・

- 一 商工業委員会。貿易の負担となっている税金の審議に関する動議 (C. J. vol. I, p. 751)
- 二 商工業委員会。貿易の沈滞とその理由に関する報告、マーチャント・アドヴェンチャラーズに対する苦情を下院全体委員会で審議するとの決定 (C. J. vol. I, p. 751)
- 三 商工業委員会。議事録および会計簿を提出せよとのマーチャント・アドヴェンチャラーズに対する勸告、Pretermitted Customs 問題を小委員会に付託 (C. J. vol. I, pp. 752—753)
- 四 商工業委員会。スペイン貿易の状態についての報告 (C. J. vol. I, p. 757)
- 五 独占禁止法案。貴族院との合同討議 (C. J. vol. I, p. 757)
- 六 ウェールズ織の自由取引に関する法案。成立 (C. J. vol. I, p. 757)
- 七 商工業委員会。マーチャント・アドヴェンチャラーズ問題に関する国王のメッセージ (C. J. vol. I, p. 758)
- 八 商工業委員会。Pretermitted Customs およびワイン、砂糖に対する新課税に関する報告、報告についての討論、決定。誰が国王に新税を進言したのかを究明するための委員会の設置 (C. J. vol. I, pp. 759—761)
- 九 商工業委員会。ワイン、砂糖に対する新課税についての報告。新課税問題を「苦情に関する委員会」に付託 (C. J. vol. I, p. 763)
- 一〇 サージ織およびバベチア織の正しい製造に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 763)
- 一一 商工業委員会。小委員会より Pretermitted Customs 問題についての答申、討論、Pretermitted Customs の特許状、委員会に提出 (C. J. vol. I, pp. 764—765)
- 一二 商工業委員会。マーチャント・アドヴェンチャラーズの議事録を調べる委員会からの報告 (C. J. vol. I, pp. 766—767)
- 一三 ロンドンの仕上げ業者を救済するための法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 766)
- 一四 ロンドンの仕上げ業者を救済するための法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 767)
- 一五 ドーニック織の織布工を奨励しより良き統制を確立するための法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 768)
- 一六 商工業委員会。Pretermitted Customs に関する討論 (C. J. vol. I, pp. 768—769)
- 一七 ドーニック織の織布工を奨励しより良き統制を確立するための法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 769)

羊毛輸出禁止法案。委員会答申、委員会へ再付託 (C. J. vol. I, p. 769)
ノーリッチの織布工がノーフォーク産以外の羊毛を用いることを禁ずる法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 769)

一九 商工業委員会。マーチャント・アドヴェンチャラーズに対する仕上げ職人、染色工による苦情 (C. J. vol. I, p. 770)

独占禁止法案。数種の特許状の提出 (C. J. vol. I, p. 770)

ガラス製造に関するマンセルの特許状提出 (C. J. vol. I, pp. 770—771)

二〇 正しい毛織物製造に関する法案。委員会報告、正書化 (C. J. vol. I, p. 771)

サージ織およびバベチュアナ織の正しい製造に関する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 771)

商工業委員会。マーチャント・アドヴェンチャラーズの意見聴取 (C. J. vol. I, p. 771)

二一 ガラス製造に関するマンセルの特許状の審議 (C. J. vol. I, p. 772)

独占禁止法案。種々の特許状の審議 (C. J. vol. I, p. 772)

二二 独占禁止法案。但書きの審議、種々の特許状と但書きを審議する委員会の設置 (C. J. vol. I, p. 773)

ガラス製造に関するマンセルの特許状。審議すべき委員会の設置 (C. J. vol. I, p. 773)

二三 商工業委員会。マーチャント・アドヴェンチャラーズの特許状に関する報告、毛織物への課税に対する

アドヴェンチャラーズの苦情、アドヴェンチャラーズの特許状を「苦情に関する委員会」に提出、アドヴェンチャラーズとその他の商人を調停する委員会の設置、毛織物検査官に対する苦情 (C. J. vol. I, pp. 773—774)

ノーリッチの織布工がノーフォーク産以外の羊毛を用いることを禁ずる法案。否決 (C. J. vol. I, p. 773)

毛織物検査官に対する苦情 (C. J. vol. I, p. 689)

二六 羊毛輸出禁止法案。成立 (C. J. vol. I, p. 775)

二八 商工業委員会。Permitted Customs に関する討論 (C. J. vol. I, p. 778)

末仕上げ毛織物の輸出を認可する特許状。「苦情に関する委員会」に提出 (C. J. vol. I, p. 778)

二九 正しい毛織物製造に関する法案。成立 (C. J. vol. I, p. 779)

三〇	イーストランド組合の特許状。商工業委員会に提出 (C. J. vol. I, p. 683) 商工業委員会。マーチャント・アドヴェンチャラーズ問題を取扱う委員会からの報告 (C. J. vol. I, pp. 780—781)
五・一	ガラス製造に関する特許状。ガラス特許状に関する委員会からの報告、「苦情に関する委員会」で審議 (C. J. vol. I, pp. 696, 781)
三	独占禁止法案。種々の特許状と法案の但書きを検討する委員会からの報告 (C. J. vol. I, p. 781)
五	商工業委員会。Pretermitted Customs を苦情の原因と認定し国王に提訴 (C. J. vol. I, p. 782)
八	商工業委員会。マーチャント・アドヴェンチャラーズからの請願、染色毛織物の輸出がアドヴェンチャラーズのみに限定されていることに関する討論、染色毛織物の輸出に関するステープル商人およびケントの織元たちからの請願 (C. J. vol. I, pp. 783—784)
一〇	商工業委員会。染色毛織物の輸出に関するステープル商人およびケントの織元たちからの請願を庶民院全体委員会で審議 (C. J. vol. I, p. 786)
一三	商工業委員会。染色毛織物の輸出に関する報告と決定 (C. J. vol. I, p. 787)
一九	独占禁止法案。二回目の貴族院との合同審議、貴族院の四人委員会と会談する八人委員会の設置 (C. J. vol. I, p. 788。[八人委員会のメンバーは、エドワード・コーク、ジョン・ワルター、セルデン、ロバート・フィリップス、ノイ、グランヴィル、ウェア、ダッチィである])
二二	商工業委員会。毛織物輸出に関する再度の決定、マーチャント・アドヴェンチャラーズの特許状を苦情の原因と認定 (C. J. vol. I, p. 791)
二四	商工業委員会。毛織物検査官の不正に関する報告、毛織物検査官の不正を苦情の原因と認定 (C. J. vol. I, p. 793)
	独占禁止法案。修正されて貴族院から戻る (C. J. vol. I, p. 793)
	商工業委員会。イーストランド貿易組合の特許状に関する報告と宣言、乾ぶどうおよび絹に対する課税に関するトルコ貿易組合の苦情、乾ぶどうに対する課税をやめるようにとの国王への請願、スペイン・タバコの輸入に関する報告と、スペイン・タバコの輸入を停止するようにとの国王への請願 (C. J. vol. I, pp. 793—794)

二五	独占禁止法案。貴族院の修正案の第一、第二読会、委員会付託 (C. J. vol. I, p. 793) 独占禁止法案。修正案に関する委員会報告、合意 (C. J. vol. I, p. 794) 商工業委員会。マーチャント・アドヴェンチャラーズに対する仕上げ業者の苦情に関する報告、西部商人の関税請負い人に対する不満に関する報告、西部商人の不満を苦情と認定 (C. J. vol. I, pp. 794—795) 商工業委員会。商工業に関する九つの苦情の提出 (C. J. vol. I, p. 796) ステープル商人の特許状に関する報告、決定。特許状を苦情の原因と認定 (C. J. vol. I, p. 796) イーストランド貿易の特許状に反対する請願。第一読会、委員会付託、委員会報告、苦情の原因との認定 (C. J. vol. I, p. 712) 商工業委員会。商工業に関する九つの苦情を他の苦情と共に国王に提出、それらを審議する委員会の設置 (C. J. vol. I, p. 797) 商工業委員会。商工業に関する九つの苦情に対する国王の回答 (C. J. vol. I, p. 798)
二八	
二九	

チャールズ一世第一議會。一六二五年

八・八	羊毛輸出禁止法案。委員会報告、正書化〔これ以前に第一読会および委員会付託がなされたはずであるが日付は不明〕 (C. J. vol. I, p. 812)
-----	--

チャールズ一世第二議會。「一六二五」一六二六年

二・一〇	商工業に関する大委員会の設置 (C. J. vol. I, p. 818)
一三	羊毛輸出禁止法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 818)
一六	羊毛輸出禁止法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 820)
二四	羊毛輸出禁止法案。委員会報告、委員会再付託 (C. J. vol. I, p. 824)

三・一	商工業委員會。貿易を拡大し主要商品の販売を促進するための法案、第一読会 (C. J. vol. I, p. 826)
三	商工業委員會。貿易を拡大し主要商品の販売を促進するための法案、委員会付託 (C. J. vol. I, p. 829)
四	仕上げ染色毛織物の販売を促進するための法案、第一読会 (C. J. vol. I, p. 830)
六	仕上げ染色毛織物の販売を促進するための法案、委員会付託 (C. J. vol. I, p. 830)
一三	トルコ貿易組合の請願。読会、委員会付託 (C. J. vol. I, p. 835)
一四	仕上げ染色毛織物の販売を促進するための法案、委員会報告、廃案 (C. J. vol. I, p. 836)
	商工業委員會。貿易を拡大し主要商品の販売を促進するための法案、委員会報告、正書化 (C. J. vol. I, p. 836)
	羊毛輸出禁止法案。委員會報告、正書化 (C. J. vol. I, p. 835)
一八	商工業委員會。貿易を拡大するための法案、貴族院より送付さる (C. J. vol. I, p. 838)
二〇	羊毛輸出禁止法案。成立 (C. J. vol. I, p. 838)
二二	トルコ貿易組合のための国王に対する請願。読会、合意 (C. J. vol. I, p. 839)
四・一八	仕上げ業者および染色業者を救済するための法案、第一読会 (C. J. vol. I, p. 845)
二八	商工業委員會。貴族院から送付された貿易を拡大するための法案、第一読会 (C. J. vol. I, p. 850)
五・六	仕上げ業者および染色業者を救済するための法案、廃案 (C. J. vol. I, p. 856)
二四	白地毛織物の輸出を認可する特許状に関する報告、白地毛織物の輸出拡大を望む国王に対する請願 (C. J. vol. I, p. 863)
	マーチャント・アドヴェンチャラズの課税に関する報告。課税を軽減せよとの国王に対する請願 (C. J. vol. I, p. 863)
二五	毛織物検査官の不正に関する報告、毛織物検査官の不正を苦情の原因として上呈、不正を防止する法案を作成する委員會の設置 (C. J. vol. I, p. 864)
六・一	白地毛織物の販売を促進する法案、第一読会 (C. J. vol. I, p. 865)
一五	白地毛織物の販売を促進する法案、委員会付託 (C. J. vol. I, p. 866)
一〇	白地毛織物の販売を促進する法案、委員会報告、委員会再付託 (C. J. vol. I, p. 870)
一二	白地毛織物の販売を促進する法案、委員会報告、正書化 (C. J. vol. I, p. 870)

チャールズ一世第三議會第一会期。〔一六二七〕一六二八年

三・二〇	商工業に関する大委員会の設置 (C. J. vol. I, p. 873)
二二	新毛織物の査察と検印を改善するための法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 877. 「委員会メンバーは、エドワード・コーク、スペンサー、デルブリッヂ、トマス・モーガン、ケイジ、トマス・グリーン、クック、アルフォード、ナサニエル・バーナディストン」)
三	上院から送付された貿易拡大のための法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 878)
一四	羊毛の巻玉を作る際の不正を防止するための法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 882)
二三	羊毛の巻玉を作る際の不正を防止するための法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 887)
二五	ロンドンの織元たちの請願。読会、「苦情に関する委員会」へ付託 (C. J. vol. I, p. 887)
	商工業委員会。海運業の衰頹に関するトリニティ・ハウスの請願についての報告 (C. J. vol. I, pp. 888—889)
二六	白地毛織物の販売を促進するための法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 904)
六・四	商工業委員会。海運業の衰頹に関する再度の報告 (C. J. vol. I, p. 909)
一〇	商工業委員会。国王に対する宣言の中に商工業の衰頹に関する条項を含めることの決定 (C. J. vol. I, p. 911)

チャールズ一世第三議會第二会期。一六二九年

一・二〇	商工業に関する大委員会の設置 (C. J. vol. I, p. 920)
二八	レヴァント貿易組合の請願。「臣民の自由に関する委員会」に付託 (C. J. vol. I, p. 923)
二・三	上院から送付された貿易の拡大に関する法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 925)
六	羊毛輸出禁止法案。第一読会 (C. J. vol. I, p. 927)

一一	貴族院から送付された貿易の拡大に関する法案。委員会付託 (C. J. vol. I, p. 928)
一二	羊毛輸出禁止に関する以前の法案の調査 (C. J. vol. I, p. 929)
一九	染色毛織物、カーシイ織、新毛織物などの輸出を増大するための法案 (C. J. vol. I, p. 931)
二〇	羊毛輸出禁止に関する以前の法案の読会 (C. J. vol. I, p. 931)

チャールズ二世第四(短期)議會。一六四〇年

四・二五	羊毛輸出禁止法案。第一読会 (C. J. vol. II, p. 14)
------	--------------------------------------

チャールズ二世第五(長期)議會。一六四〇—一六四三年

一六四〇 ⁽¹⁾	チャールズ一世治世第一年以後の全企画を召喚する命令 (C. J. vol. II, p. ?)
七・五	商工業に関する大委員会の設置 (C. J. vol. II, p. 21)
一一・六	独占業者および企画者を知っている議員は、それらの氏名を公表せよとの動議 (C. J. vol. II, p. 27)
九	独占業者および企画者の追放令以後、誰が議会に出席したかを究明する委員会の設置〔以後、「究明委員会」(C. J. vol. II, p. 30)
一六	
一九	究明委員会の召集 (C. J. vol. II, p. 31)
二一	究明委員会。ジョン・シェイコフ卿に関する苦情の付託 (C. J. vol. II, p. 33)
二二	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する請願。「苦情に関する委員会」に付託 (C. J. vol. II, p. 33)
二三	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する別の請願。商工業委員会に付託 (C. J. vol. II, p. 34)
二四	苦情の対象となっているすべての特許状および下賜の召喚 (C. J. vol. II, p. 34)

二六	商工業委員会。審議すべき諸事項の付託 (C. J. vol. II, p. 34)
二・二	究明委員会。召集、委員の追加 (C. J. vol. II, p. 36)
五	商工業委員会。請願の付託 (C. J. vol. II, p. 43)
二一	究明委員会。召集、委員の追加 (C. J. vol. II, p. 43)
二二	石鹼製造に関する特許状。ウェイマズ請願に関する委員会に付託 (C. J. vol. II, p. 55)
二二	レヴァント貿易組合の請願。商工業委員会に付託 (C. J. vol. II, p. 56)
一六四	
一・一九	羊毛輸出禁止法案。第一読会 (C. J. vol. II, p. 69)
二〇	究明委員会。報告の作成 (C. J. vol. II, p. 70)
二一	究明委員会。数人の議員の議会からの追加 (C. J. vol. II, p. 71)
二・二	究明委員会。報告完成、議員もう一名追加、権限の追加 (C. J. vol. II, p. 77)
三	羊毛輸出禁止法案。委員会付託 (C. J. vol. II, p. 77)
二二	羊毛輸出禁止法案。法案に関する請願 (C. J. vol. II, p. 84)
一三	羊毛輸出禁止法案。委員会の召集 (C. J. vol. II, p. 84)
一五	石鹼製造における法律違反者に関する法案。上呈 (C. J. vol. II, p. 85)
三・三	羊毛の巻玉を作る際の不正を防止する法案。第一読会 (C. J. vol. II, p. 95)
四・六	商工業委員会。召集 (C. J. vol. II, p. 116)
五・二八	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。議会に対する貸与金についてのマーチャント・アドヴェンチャラーズの提案、委員会受諾 (C. J. vol. II, p. 160)
二九	契約を履行せよとのマーチャント・アドヴェンチャラーズに対する宣言 (C. J. vol. II, p. 161)
六・一七	アドヴェンチャラーズに関する委員会。委員会に出席せよとのアドヴェンチャラーズに対する命令 (C. J. vol. II, p. 178)
七・三	織布業における不正を防止する法案。委員会付託 [これ以前に第一読会があったはずであるが、日付は不明] (C. J. vol. II, p. 197)

七	羊毛輸出禁止法案。法案に関する請願 (C. J. vol. II, p. 201)
八	織布業における不正を防止する法案。委員の追加 (C. J. vol. II, p. 202)
一四	マーチャント・アドヴェンチャラーズの毛織物輸出に関する特許状、および特許状に対する反対を審議する委員会の設置 (C. J. vol. II, p. 210)
二四	レヴァント貿易組合の請願。読会、決定 (C. J. vol. II, p. 270)
一〇・二三	毛織物工業に関する庶民院全体委員会の討論 (C. J. vol. II, p. 295)
二七	毛織物工業に関する決定 (C. J. vol. II, 296)
二八	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。羊毛業の狀態と、羊毛価格の上昇を阻止している原因についての審議 (C. J. vol. II, pp. 295-296)
二・二四	レヴァント貿易組合のいま一つの請願。読会、商工業委員会への付託 (C. J. vol. II, p. 297)
二七	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。アイルランド救済のための五〇〇〇〇ポンドの貸与金について交渉 (C. J. vol. II, p. 357)
三〇	マーチャント・アドヴェンチャラーズ五〇〇〇〇ポンドの貸与金に同意 (C. J. vol. II, p. 358)
二六四二	マーチャント・アドヴェンチャラーズの貸与金に保証を与える条令 (C. J. vol. II, p. 363)
一・一五	マーチャント・アドヴェンチャラーズの貸与金に保証を与える条令。報告、合意、貴族院の同意 (C. J. vol. II, p. 380)
二・七	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会の復活。召集 (C. J. vol. II, p. 415)
一四	毛織物工業を奨励し羊毛販売を促進するための委員会の設置 (C. J. vol. II, p. 429)
一六	独占業者および企画業者に関する委員会の復活 (C. J. vol. II, p. 434)
一九	羊毛輸出禁止法案。法案の報告、正書化 (C. J. vol. II, p. 442)
二四	羊毛輸出禁止法案。法案の報告、正書化 (C. J. vol. II, p. 451)
二五	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。請願の付託 (C. J. vol. II, p. 451)
	羊毛輸出禁止法案。法案の報告、正書化、スコットランドからの羊毛輸出を禁ずるようスコットラン

三・一	羊毛輸出禁止法案。成立 (C. J. vol. II, p. 451)
四	羊毛輸出禁止法案、貴族院に送付 (C. J. vol. II, p. 456)
一六	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。召集 (C. J. vol. II, p. 462)
二二	毛織物業者の請願。読会、委員会付託 (C. J. vol. II, p. 491)
四・五	石鹼製造における法律違反者に関する法案。上呈 (C. J. vol. II, p. 512)
七	ウェストミンスター石鹼製造業者によって不当に徴収された貨幣を賠償するための法案。第一読会 (C. J. vol. II, p. 515)
八	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。織元からの提案を付託 (C. J. vol. II, p. 517)
一二	ウェストミンスター石鹼製造業者によって不当に徴収された貨幣を賠償するための法案。委員会付託 (C. J. vol. II, p. 523)
一九	商工業委員会。「商工業を発展させるための委員会」からの諸提案を小委員会に付託 (C. J. vol. II, p. 534)
二三	ウェストミンスター石鹼製造業者によって不当に徴収された貨幣を賠償するための法案。利害関係者からの意見聴取、ウェストミンスター石鹼業者から不利益を受けたが死亡してしまっている人々の後継者の氏名の提示 (C. J. vol. II, p. 540)
五・一〇	マーチャント・アドヴェンチャラーズ。議会に二万ポンドの貸与を決定 (C. J. vol. II, p. 542)
二六	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。七万ポンドの債権の権利行使を差控えるようにとアドヴェンチャラーズと交渉 (C. J. vol. II, p. 565)
一六	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。アドヴェンチャラーズに加わるようにある人々に要請 (C. J. vol. II, p. 572)
一七	マーチャント・アドヴェンチャラーズの組合員。仕上げ業者組合によって逮捕さる、仕上げ業者組合、訴えを取下げない理由の提示 (C. J. vol. II, p. 574)
三三	マーチャント・アドヴェンチャラーズの総督は組合員を召集し誰が議会貸与金を支払ったのかを調べ庶民院に報告せよ、との命令 (C. J. vol. II, p. 583)

- 二六 ドイツ、カレー、ネザランドの貿易をおこなうアドヴェンチャラーズを法人化するための法案。第一読会 (C. J. vol. II, p. 588)
- 二七 ドイツ、カレー、ネザランドの貿易をおこなうアドヴェンチャラーズを法人化するための法案。第二読会 (C. J. vol. II, pp. 588—590)
- 六・四 商工業委員会。商工業に関する報告の作成 (C. J. vol. II, p. 605)
- 七 マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。ロンドン市から約束された一〇万ポンドを抵当に一万ポンドをアドヴェンチャラーズから借りる交渉 (C. J. vol. II, p. 610)
- 一〇 商工業委員会。召集 (C. J. vol. II, p. 618)
- 一三 マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。外国替為でいくら支払えるかをアドヴェンチャラーズに問う (C. J. vol. II, p. 621)
- 一四 商工業委員会。商工業に関する報告の作成 (C. J. vol. II, p. 623)
- 一五 商工業委員会。貿易統制に関する二つの命令、読会、一方は委員会付託、他方は棄却 (C. J. vol. II, p. 625)
- 七・七 ウェストミンスター石鹼製造業者によって不当に徴収された貨幣を賠償するための法案。委員会報告、委員会に再付託、請願を受け付け請願者からの意見聴取をおこなう権限を委員会に付与 (C. J. vol. II, p. 657)
- 二九 ロンドン石鹼製造業者を非難する法案を準備する委員会の設置 (C. J. vol. II, pp. 658—659)
- 九・二六 マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。四万ポンドの債権の権利行使を差控えるようにとアドヴェンチャラーズと交渉 (C. J. vol. II, p. 696)
- 一一・一 刷毛具製造業者の請願。マクスウェル氏の委員会に付託 (C. J. vol. II, p. 782)
- 二二・一七 議会に味方する職人たちを奨励するための宣言 (C. J. vol. II, p. 830)
- マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。アドヴェンチャラーズの請願を棄却 (C. J. vol. II, p. 893)

一・四	レヴァント貿易組合に関する委員会。請願を受けける権限を付与 (C. J. vol. II, p. 914)
一一	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。二万ポンドの借入れ交渉 (C. J. vol. II, p. 922)
二・六	マーチャント・アドヴェンチャラーズの請願。読会 (C. J. vol. II, p. 957)
二三	レヴァント貿易組合の請願。海軍委員会に付託 (C. J. vol. II, p. 977)
二七	マーチャント・アドヴェンチャラーズ、二万ポンドを貸与せよとの国王の手紙を議会に報告、国王に対するアドヴェンチャラーズの貸与を禁ずる決定 (C. J. vol. II, pp. 981—982)
三・一	職人条令の欠陥を補う法案。第一読会 (C. J. vol. II, p. ?)
八	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。債権行使を控えるように更に交渉 (C. J. vol. II, p. 994)

(1) 長期議会の召集は十一月三日であるから、何かの間違いであろう。

チャールズ一世第五(長期)議会。〔一六四三—一六四五年〕

一六四三	
三・二四	イーストランド貿易組合に関する報告の作成、決定。国王からの特許状を審議する委員会の設置 (C. J. vol. III, p. 13)
四・一〇	イーストランド貿易組合に関する全業務および請願を海軍委員会に付託 (C. J. vol. III, p. 38)
四・一四	マーチャント・アドヴェンチャラーズの請願を委員会に付託 (C. J. vol. III, p. 44)
六・九	羊毛輸出の防止手段を審議する委員会の設置 (C. J. vol. III, p. 44)
六・一六	羊毛輸出の防止手段を審議する委員会の復活 (C. J. vol. III, p. 131)
八・二二	イーストランド貿易組合に関する委員会の復活 (C. J. vol. III, p. 131)
	レヴァント貿易組合に関する委員会の復活 (C. J. vol. III, p. 131)
	グロスターシャーの織元による国王に対する請願。国王の回答、読会、委員会への付託、請願をマーチャント・アドヴェンチャラーズに通告 (C. J. vol. III, p. 214)

九・九	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。関税収入を保証に六万ポンドを借入れる交渉 (C. J. vol. III, p. 222)
二一	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。特許状の再認可に関するアドヴェンチャラーズの回答 (C. J. vol. III, p. 235)
二三	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。特許状再認可に関する条令、第一読会、彼らの特権に関する決定 (C. J. vol. III, pp. 236—237)
二六	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。特権に関する投票結果をアドヴェンチャラーズに通告 (C. J. vol. III, p. 239)
一〇・七	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。内国消費税を保証に三万ポンドを借入れる交渉 (C. J. vol. III, p. 255)
九	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。アドヴェンチャラーズが三万ポンドの貸与に応ずるとの報告、組合員に対する課税を可能にし、彼らを法人化するための条令、第二読会、成立、貴族院に送付、貴族院の異議、貴族院との合同審議、条令を審議する両院合同委員会の設置 (C. J. vol. III, pp. 265—266)
一一	イーストランド貿易組合に関する委員会。組合の請願を付託 (C. J. vol. III, p. 270)
二二	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する条令。修正されて貴族院から戻る、修正に同意 (C. J. vol. III, p. 273)
二六	イーストランド貿易組合に対する指示、貴族院が同意 (C. J. vol. III, p. ?)
一一・一五	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。アドヴェンチャラーズからの請願 (C. J. vol. III, p. 289)
一六四四	羊毛輸出禁止令 (C. J. vol. III, p. 311)
一・八	マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。内国消費税を保証に一万ポンドの借入れ交渉 (C. J. vol. III, p. 360)

- 一〇 マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。貨幣を徴収する権限の付与 (C. J. vol. III, p. 632)
- 一三 石鹼、ビール、およびエールの価格上昇を検討する委員会の設置 (C. J. vol. III, p. 365)
- 二・一〇 レヴァント貿易を維持し、レヴァント貿易組合の秩序を確立するための条令。第一読会、委員会付託 (C. J. vol. III, p. 395)
- 二三 マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する委員会。一万ポンドの債権の権利行使を三カ月控えるようにとの交渉 (C. J. vol. III, pp. 405—406)
- 二九 羊毛輸出禁止令。第一読会 (C. J. vol. III, p. 411)
- 三・一 レヴァント貿易を維持しレヴァント貿易組合の秩序を確立するための条令。成立 (C. J. vol. III, p. 412)
- 七 レヴァント貿易を維持しレヴァント貿易組合の秩序を確立するための条令。貴族院の同意 (C. J. vol. III, p. 420)
- 一二 スペイン産羊毛の輸出自由化に関する討論。否決 (C. J. vol. III, p. 425)
- 一三 以前命令された八千ポンドを支払えとのレヴァント貿易組合に対する条令 (C. J. vol. III, p. 459)
- 一六 八千ポンドの支払い拒否をするレヴァント貿易組合の組合員氏名一覧 (C. J. vol. III, p. 461)
- 五・九 新毛織物に関する請願。委員会付託 (C. J. vol. III, p. 486)
- 一一 レヴァント貿易組合の権利を剝奪する命令 (C. J. vol. III, p. 489)
- 二三 イーストランド貿易組合の請願。委員会付託 (C. J. vol. III, p. 504)
- 二八 レヴァント貿易組合、八千ポンドの支払日の指定 (C. J. vol. III, p. 509)
- 六・五 新毛織物に関する委員会。委員会報告、すべての商人が *Bags* などを輸出できる自由についての討論、否決、再付託 (C. J. vol. III, p. 518)
- 一〇 羊毛輸出禁止条令。第一、第二読会、委員会付託 (C. J. vol. III, p. 523)
- 二四 イーストランド貿易に関する条令その他の業務を海軍委員会に付託 (C. J. vol. III, p. 541)
- 七・一 石鹼製造業の企画者およびその後継者に対する法案を、彼らの資産を没収する条令に代えることを決定 (C. J. vol. III, p. 547)
- 八 石鹼製造業の企画者の資産を没収する条令。読会 (C. J. vol. III, p. 554)

二〇	内国消費税委員会。内国消費税を保証としてマーチャント・アドヴェンチャラーズから借入れた資金の返済猶余の交渉 (C. J. vol. III, p. 566)
八・七	フェルト製造業者の請願。新内国消費税委員会に付託 (C. J. vol. III, p. 583)
二・六	マーチャント・アドヴェンチャラーズからの借入金金の返済猶予交渉 (C. J. vol. III, p. 716)
二三	マーチャント・アドヴェンチャラーズからの借入金金の元金および利息の返済期日に関する条令。読会成立 (C. J. vol. III, p. 733)

チャールズ一世第五(長期)議会。一六四四—一六四六年

一六四五	マーチャント・アドヴェンチャラーズからの借入金一万ポンドの返済猶予に関する交渉 (C. J. vol. IV, p. 104)
四・九	毛織業者および商人の請願。読会 (C. J. vol. IV, p. 145)
五・一六	自由貿易に関する両王国委員会の見解報告 (C. J. vol. IV, p. 263)
九・四	イーストランド貿易商人の請願 (C. J. vol. IV, p. 291)
二七	
一六四六	
二・一六	リーズ住民からの請願。読会、北方同盟委員会に付託 (C. J. vol. IV, pp. 442—3)
一・一四	織元たちからの請願。読会、委員会付託 (C. J. vol. IV, p. 722)

チャールズ一世第五(長期)議会。一六四六—一六四八年

一六四七

二・二六	レヴァント貿易を王国およびレヴァント貿易組合の利益となるように継続するための審議 (C. J. vol. V, p. 64)
二八	レヴァント貿易組合に関する条令。成立 (C. J. vol. V, p. 67)
四・二六	リーズからの請願に関する命令 (C. J. vol. V, p. 145)
二二	リーズの貧しい住民の請願。読会 (C. J. vol. V, p. 152)
五・二三	明礬および明礬製品に関する業務。委員会付託、委員会は、請願を受けつける権限をもち、チャロナーおよびリチャード両氏の損害を審議するものとする (C. J. vol. V, p. 170)
二七	織布工組合の請願。委員会付託 (C. J. vol. V, p. 187)
一一・六	商工業問題を外務委員会に付託するための命令。読会、そのための条令を準備する特別委員会の設置 (C. J. vol. V, p. 352)
八	商工業問題に関する条令。報告、読会、成立 (C. J. vol. V, p. 353)
一〇	石鹼製造の独占問題に関する委員会の復活、報告の作成 (C. J. vol. V, p. 354)
二三	マーチャント・アドヴェンチャラーズからの借入金に関する交渉 (C. J. vol. V, pp. 357—8)
一七	マーチャント・アドヴェンチャラーズの総督、役員会を召集し議會への一万ポンドの貸与を提案 (C. J. vol. V, p. 362)
二三	商工業問題に関する条令。修正されて貴族院から戻る、修正案に同意 (C. J. vol. V, p. 367)
二五	羊毛輸出禁止条令。読会 (C. J. vol. V, p. 366)
二七	マーチャント・アドヴェンチャラーズからの借入金の状態についての報告 (C. J. vol. V, p. 369)
二一・二四	羊毛輸出禁止条令。委員会付託 (C. J. vol. V, p. 370)
	石鹼製造、売買を独占した科でヘンリー・コンプトンその他を罰するための条令。委員会付託 (C. J. vol. V, pp. 382—383)
一六四八	
一・八	羊毛輸出禁止条令。委員会報告、成立、アイルランド産羊毛のイングランドおよびウェールズ以外への輸出を禁ずる命令 (C. J. vol. V, p. 423)

一三	レヴァント貿易組合の請願。読会、商工業委員会に付託 (C. J. vol. V, p. 430)
二・八	海軍委員会。マーチャント・アドヴェンチャラーズからの一万ポンドの借入金返済猶予を交渉 (C. J. vol. V, p. 458)
三・一六	明礬に関する委員会。報告、ジョン・キブソンによる明礬製造の独占は違法であり無効、特許状の召喚、廃棄命令 (C. J. vol. V, p. 500)
三・二〇	商工業に関する大委員会の復活 (C. J. vol. V, p. 503)
四・一四	レヴァント貿易組合の請願。読会 (C. J. vol. V, p. 7)
七・二〇	織布工組合に関する委員会。復活、組合員の集会禁止 (C. J. vol. V, p. 641)
二二	織布工組合に関する委員会。平組合員の請願の読会、請願に対する議長の回答、組合員の集会禁止令の撤廃、平組合員の別の請願の読会 (C. J. vol. V, p. 644)
二九	織布工組合に関する委員会。平組合員の請願に対する議長の回答 (C. J. vol. V, p. 652)
八・二	織布工組合に関する委員会。組合長および役員会からの請願、読会および委員会付託、委員会に調停権を付与 (C. J. vol. V, p. 658)
八	織布工組合に関する委員会。別の請願、委員会付託、議長の回答 (C. J. vol. V, p. 644)

チャールズ一世第五(長期)議會。一六四八—一六四九年

一六四八	
一〇・五	海軍のために二万ポンドをマーチャント・アドヴェンチャラーズから借入れる交渉 (C. J. vol. IV, p. 44)
六	商工業全般の衰頹を審議し対策を講ずる委員会の設立 (C. J. vol. VI, p. 45)
二〇	マーチャント・アドヴェンチャラーズ、海軍に一万ポンドの貸与金を提案、合意 (C. J. vol. VI, p. 56)
一一・一二	プリストル・エグゼター、バーンステールなど西部諸都市のマーチャント・アドヴェンチャラーズからの請願。読会、海軍委員会に付託 (C. J. vol. VI, p. 95)

二六	織布工組合の平組合員からの請願。読会、組合についての報告を作成することを決定 (C. J. vol. VI, p. 105)
三〇	織布工組合についての報告、組合長など役員会からの請願、読会、織布工組合についての業務を委員会に付託、委員会は関係者を喚問する権限ならびに条令制定権を有する (C. J. vol. VI, p. 107)
一六四九	
一・一一	貿易を秩序だて統制するための常任委員会を設立するための法案 (C. J. vol. VI, p. 115)
一七	織布工組合に関する法律。読会 (C. J. vol. VI, p. 120)
一九	織布工組合の組合長、幹事、補佐役を選出するための法律。読会 (C. J. vol. VI, p. 122)

〔長期議會〕〔一六四八—〕五一年

一六四九	
四・六	職人の賃銀裁定に関する条令 (C. J. vol. VI, pp. 180—1)
五・一九	織元たちの請願。読会 (C. J. vol. VI, p. 212)
七・二	フェルト製造業者の請願。読会 (C. J. vol. VI, p. 247)
八・一	帽子輸入を抑制するための法律。第一、第二読会、委員会付託 (C. J. vol. VI, p. 247)
九・四	帽子輸入を抑制するための法律。第三読会、討論 (C. J. vol. VI, p. 273)
一五	帽子輸入を抑制するための法律。成立 (C. J. vol. VI, p. 290)
一九	海軍委員会に羊毛輸出を禁止する権限を付与 (C. J. vol. VI, p. 298)
一六五〇	
六・一八	貿易を秩序だて統制するための常任委員会設置法。報告、正書化 (C. J. vol. VI, p. 425)

二五	貿易を秩序だて統制するための常任委員会設置法。第三読会、討論 (C. J. vol. VI, p. 430)
八・一	貿易を秩序だて統制するための常任委員会設置法。成立 (C. J. vol. VI, p. 451)
一〇・二三	レヴァント貿易組合に関する報告。作成 (C. J. vol. VI, p. 486)
	帽子製造に関する法律。準備命令 (C. J. vol. VI, p. 486)
二九	レヴァント貿易組合に関する報告。作成 (C. J. vol. VI, p. 488)
？・？	ノーフォークおよびノリッチの織布工に関する報告 (C. J. vol. VI, p. 424)

〔長期議会〕 一六五一—一六五三年

一六五一	貿易を促進し統制するための法律を二月三日まで継続するための法案。第一、第二読会、成立 (C. J. vol. VII, p. 21)
九・二六	航海条令。成立 (Acts & Ordinances, vol. II, pp. 559—562)
一〇・九	イーストランド貿易商人の請願。読会 (C. J. vol. VII, p. 35)
一一・四	イーストランド貿易商人の請願。読会、国務院に付託 (C. J. vol. VII, p. 59)
一二・三〇	
一六五二	
二・九	イーストランド貿易商人の現状報告 (C. J. vol. VII, p. 65)
四・二三	毛織物工業における不正および羊毛輸出禁止に関する国務院報告に関する審議、毛織物工業に関する法律の不都合を審議する人々の任命、毛織物工業に関する全法律の抜粋作成 (C. J. vol. VII, p. 119)
二〇	北部五県の貧しい織元たちからの請願。読会、イングランドに輸入される全羊毛の内国消費税免除に関する審議、内国消費税委員会、免除措置の検討、スコットランド羊毛の輸出禁止法案 (C. J. vol. VII, p. 123)
八・二六	マーチャント・アドヴェンチャラーズの請願。委員会付託 (C. J. vol. VII, p. 169)

九・一四

自治体の安定と特許状の改正を審議するための委員会の設置 (C. J. vol. VII, p. 178)

一六五三

一・二八

織元たちの請願。読会、内国消費税委員会に付託 (C. J. vol. VII, p. ?)

〔ベアボーン議会〕 一六五三年

七・二〇

商工業問題を審議し国益のためになる提案を受ける委員会の設置 (C. J. vol. VII, p. 287)

八・二七

商工業委員会。貿易を促進し統制するための法案の準備 (C. J. vol. VII, pp. 308—309)

九・二九

商工業委員会。貿易を促進し統制するための法案。第一読会 (C. J. vol. VII, p. 341)

一六五六—一六五八年

一六五六

九・一八

商工業に関する大委員会の設置 (C. J. vol. VII, p. 424)

一〇・六

マーチャント・アドヴェンチャラーズに関する問題。商工業委員会に付託 (C. J. vol. VII, p. 435)

七

職人、賃銀労働者および奉公人の賃銀に関する諸法律を検討し、新たな法案を準備する委員会の設置 (C. J. vol. VII, p. 435)

一〇

商工業に関する特別委員会の設置 (C. J. vol. VII, p. 442)

二九

イングランドで栽培され生産された商品を輸出するための法案 [以下「国内産商品輸出法案」]。第一読会 (C. J. vol. VII, p. 447)

一一・三

国内産商品輸出法案。委員会付託、第二読会 (C. J. vol. VII, p. 449)

一〇

ノーリッジおよびノーフォーク産毛織物を統制するための法案。作成命令 (C. J. vol. VII, p. 452)

一八	国内産商品輸出法案。委員会報告、正書化 (C. J. vol. VII, p. 455)
二四	ノーリッチおよびノーフォーク産毛織物を統制するための法案。第一読会 (C. J. vol. VII, p. 455)
二五	国内産商品輸出法案。第三読会 (C. J. vol. VII, p. 458)
	国内産商品輸出法案。成立 (C. J. vol. VII, p. 458)
	ノーリッチおよびノーフォーク産毛織物を統制するための法案。委員会付託、ウーステッド織布工の意見聴取 (C. J. vol. VII, p. 458)
二六	サージ織およびバベチユアナ織を統制するための法案。第一読会 (C. J. vol. VII, p. 459)
二七	国内産商品輸出法案。プロテクターの承認 (C. J. vol. VII, p. 460)
二八	自治体役員に王党派および不道徳者が選出されることを防止するための法案を準備する委員会の設置 (C. J. vol. VII, p. 461)
一一・一	サージ織およびバベチユアナ織を統制するための法案。第二読会開催命令 (C. J. vol. VII, p. 462)
一一・三	ヨーク県ウエスト・ライディングの広幅織業者を法人化するための法案。第一読会 (C. J. vol. VII, p. 467)
二七	デヴォン県およびエグゼター市の毛織物工業者の請願。読会、委員会付託 (C. J. vol. VII, p. 495)
一六五七	
一・一	サージ織およびバベチユアナ織を統制するための法案。第二読会開催命令 (C. J. vol. VII, p. 480)
一・六	レヴァント貿易組合の請願。サクヴィル、クロウ卿の請願と一緒に読会、もう一つの請願、読会、委員会付託 (C. J. vol. VII, p. 482—483)
二・七	ノーリッチおよびノーフォーク産毛織物を統制するための法案。委員会報告 (C. J. vol. VII, p. 487)
二・九	ノーリッチおよびノーフォーク産毛織物を統制するための法案。委員会報告 (C. J. vol. VII, p. 489)
一六	サージ織およびバベチユアナ織を統制するための法案。第二読会開催命令 (C. J. vol. VII, p. 492)
三・二	マーチャント・アドヴェンチャラスを法人化する法案 (C. J. vol. VII, p. 502)
四・二	明礬製造業者の請願。読会、内国消費税委員会に付託 (C. J. vol. VII, p. 519)
二七	サージ織およびバベチユアナ織を統制するための法案。第二読会開催命令 (C. J. vol. VII, p. 524)

五・一	レヴァント貿易組合の請願に関する報告 (C. J. vol. VII, p. 529)
一六五八	
一・二六	毛織物工業の統制を審議するための委員会 (C. J. vol. VII, p. 588)
二七	ウエスト・ライディングの広幅織業者を法人化するための法案。第二読会、委員会付託を否決、法案の否決 (C. J. vol. VII, p. 588)

〔付記 本年表は、専修大学社会科学研究所一九七七年度個人研究助成に基づく研究成果の一部である。〕